

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年2月27日

【会社名】 株式会社モリタホールディングス

【英訳名】 MORITA HOLDINGS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中島 正博

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号

【電話番号】 (06)6208-1907(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理サービス本部長 金岡 真一

【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号

【電話番号】 (06)6208-1907(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理サービス本部長 金岡 真一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 1,423,790,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社モリタホールディングス東京本社  
(東京都港区西新橋三丁目25番31号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年2月21日付をもって提出した有価証券届出書及び平成26年2月26日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、記載内容の一部に誤りがありましたので、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

平成26年2月26日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書  
表紙  
提出書類

1 有価証券届出書の訂正届出書の提出理由

第一部 証券情報

第1 募集要項

2 株式募集の方法及び条件

(2) 募集の条件

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 頁で示してあります。

表紙

(訂正前)

提出書類

有価証券届出書の訂正報告書

<後略>

(訂正後)

提出書類

有価証券届出書の訂正届出書

<後略>

(訂正前)

1 有価証券届出書の訂正報告書の提出理由

平成26年2月21日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、記載内容の一部に誤りがありましたので、有価証券届出書の訂正報告書を提出するものであります。

(訂正後)

1 有価証券届出書の訂正届出書の提出理由

平成26年2月21日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、記載内容の一部に誤りがありましたので、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 第一部 証券情報

### 第1 募集要項

#### 2 株式募集の方法及び条件

##### (2) 募集の条件

(訂正前)

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間          | 申込証拠金(円) | 払込期日          |
|---------|----------|--------|---------------|----------|---------------|
| 823     | -        | 1,000株 | 平成26年3月10日(金) | -        | 平成26年3月10日(月) |

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。  
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。  
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みを行い、払込期日に後記払込取扱場所に発行価格の総額を払い込むものとしします。

(訂正後)

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間          | 申込証拠金(円) | 払込期日          |
|---------|----------|--------|---------------|----------|---------------|
| 823     | -        | 1,000株 | 平成26年3月10日(月) | -        | 平成26年3月10日(月) |

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。  
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。  
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みを行い、払込期日に後記払込取扱場所に発行価格の総額を払い込むものとしします。